

売却区分番号	1014-2		
見積価額	¥830,000	公売保証金	¥100,000
財産の表示	1 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋 110 番地 3、110 番地 9、110 番地 18、110 番地 5、110 番地 4	
	家屋番号	110 番 3	
	種類	居宅・店舗	
	構造	鉄骨造スレート葺 3 階建	
	床面積	1 階 47.35 平方メートル	
		2 階 56.03 平方メートル	
		3 階 50.42 平方メートル	
	持分	4 分の 1	
	2 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋	
	地番	110 番 3	
	地目	宅地	
	地積	23.17 平方メートル	
	持分	4 分の 1	
	3 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋	
	地番	110 番 4	
	地目	宅地	
	地積	7.50 平方メートル	
	持分	4 分の 1	
	4 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋	
	地番	110 番 5	
	地目	宅地	
	地積	8.46 平方メートル	
	持分	4 分の 1	
	5 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋	
	地番	110 番 9	
	地目	宅地	
	地積	17.54 平方メートル	
	持分	4 分の 1	
	6 所在	和歌山県御坊市御坊字東中筋	
	地番	110 番 18	
	地目	宅地	
	地積	22.63 平方メートル	
	持分	4 分の 1	

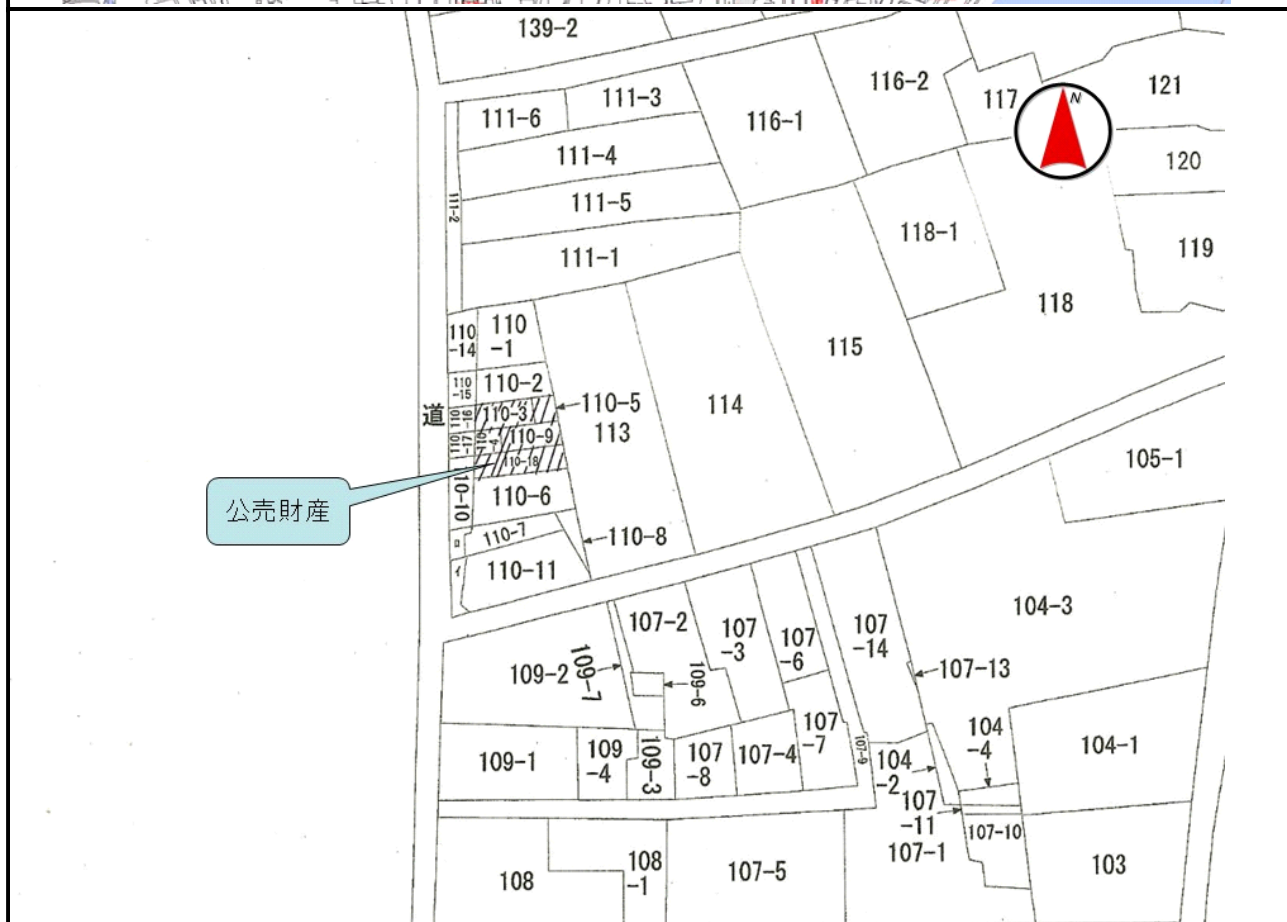
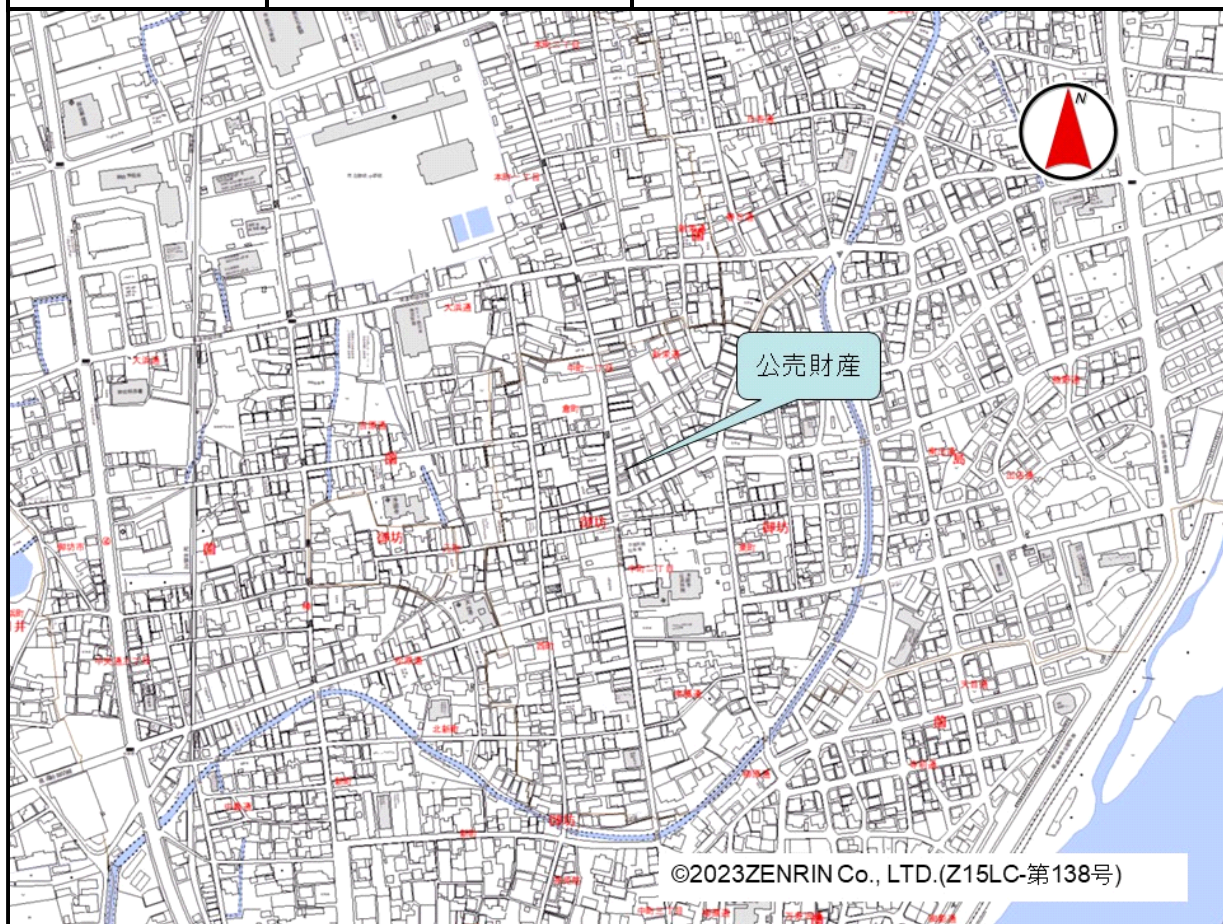
以上登記簿による表示

売却区分番号	1014-2		
見積価額	¥830,000	公売保証金	¥100,000
公法上の規制	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300% 和歌山県景観計画 津波災害警戒区域		
接道状況	西側 幅員約 7メートル舗装県道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	平成9年3月2日新築（登記による） 令和7年2月13日現在、公売財産共有者が居住している。		
特記事項	・公売財産の西側部分は都市計画道路「3.6.5 斉前紀伊御坊天田橋線」の道路予定地であり、都市計画法 53 条の適用がある。 ・令和7年2月13日現在、東側隣接地の建物の屋根の一部が公売財産上に越境していると見込まれる。 ・公売財産は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。 ・公売財産は、共有者 3 名の内、1 名分の共有持分 4 分の 1 の公売である。 ・公売財産は、共有者 1 名の持分を一括換価するものである。		
住居表示等	和歌山県御坊市御坊 110 番地 3		
最寄駅等	紀州鉄道 市役所前駅 徒歩約 7 分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」		

売却区分番号	1014-2		
見積価額	¥830,000	公売保証金	¥100,000
について	という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

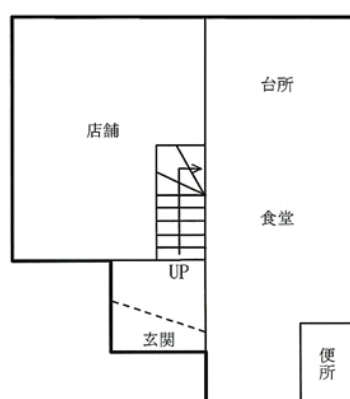
売却区分番号

1014-2

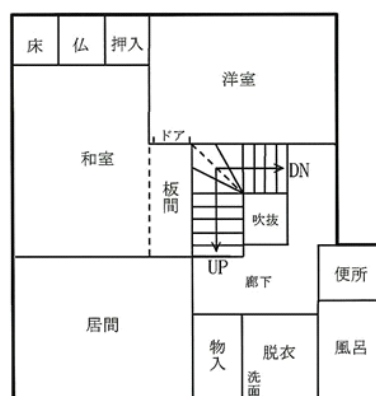


売却区分番号

1014-2

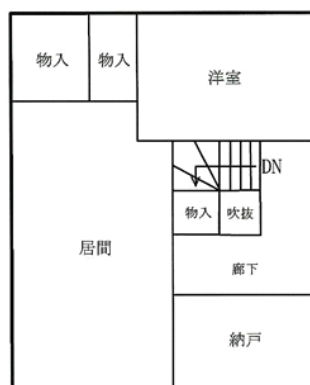


1階



2階

※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。



3階

※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

1014-2

